

2019年度地域力活用新事業創出支援事業

事業推進サポート事業に係る企画運営の業務委託先 応募要領

【応募期間】

2019年8月27日（火）～9月9日（月）12時必着

【申込書送付先】

<郵送等の場合>

日本商工会議所 地域振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

丸の内二重橋ビル4階

※発送後、03-3283-7874 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メールの場合>

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛

※件名(題名)を必ず「事業推進サポート事業」としてください。

2019年8月

日本商工会議所

目次

1. 事業の目的.....	1
2. 事業の内容.....	1
3. 応募要件.....	2
4. 企画選考における審査基準.....	2
5. 選考結果の通知.....	3
6. 契約条件.....	3
7. 企画提案書の提出.....	4
8. 問い合わせ先.....	6

◆様式

(様式1) 応募申請書

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

1. 事業の目的

新たな特産品開発、観光開発や地域の課題解決に資するコミュニティビジネスに関する取り組みの事業化率や成果を高める、ならびにこれに取り組む商工会議所を拡大する。

(1)対象

- ・2019年度に採択されたプロジェクト
- ・必要に応じ2018年度以前に同事業を実施した商工会議所
- ・今後同様の地域資源活用に関するプロジェクトを実施しようとする商工会議所

(2)本事業の評価測定

- ・事業評価事業（本事業とは別に公募）において作成する報告書により、事業化にむけた改善が見られたか、来年度に向けた取り組みが増加したかどうかを確認する。

2. 事業の内容

(1)基盤強化・専門家派遣（現地訪問）

- ①マネジメント等に関する専門家から、指定プロジェクトに対する現地指導を行い、事業化率の増加を目指す。指導とその後のフォローとして、平均2回ずつを目安に訪問することを想定する。その他、必要に応じ、できる限りの指導・助言を行う。助言内容に関するチェックシートを作成し、対象プロジェクトの達成状況を随時確認する。

※指定プロジェクトは、2019年度に事務局が開催する採択審査委員会の採点結果のうち、下位50%のプロジェクトを目安とし、事務局と受託事業者の合議によって決定して訪問する。事業開始前後を中心に、年間を通してフォローする。過年度の実施商工会議所については、要請をふまえ、事務局と受託事業者の合議によって判断する。

- ②マネジメント以外の分野についても、派遣依頼に基づいて、事務局と受託事業者の合議により専門家を選定し、派遣する。派遣に伴い、受託事業者は専門家への旅費および謝金の支払いならびにこれに関する手続きを行う。
- ③実施予定プロジェクトについては、今年度の地域資源活用に関する研修等に参加した商工会議所を中心に選定し、冬季等に訪問して指導助言を行う。
- ④各専門家による各所への指導の内容を毎回記録し、年度末に一覧化する。これを含め、サポート事業の成果と課題等をまとめた報告書を作成する。
- ⑤その他本事業の円滑な業務遂行に資する業務を行う。

3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とします。また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

- (1) 日本に拠点を有していること
- (2) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を事務局との間で直接締結等できる団体であること
- (3) 地域のおかれている現状、本事業の趣旨をよく理解していること
- (4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること
- (6) 事務局が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること
- (7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと
- (8) 事務局から提示された委託契約書に合意すること
- (9) 次の①から④のいずれにも該当しない者であること

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 企画選考における審査基準

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準にもとづいて総合的な評価を行います。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施

する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合があります。

(1) 企画提案書の内容が次の各号に適合しているか。

- ①事業の内容が事務局の意図と合致していること
- ②事業の方法、内容等が優れていること
- ③事業の経済性が優れていること
- ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること

(2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。

(3) 提案者の経営基盤が確立しているかどうか。

(4) 委託事業管理上、事務局の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているかどうか。

5. 選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知します。

6. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 採択件数

1件とする。

(3) 予算規模

1,500万円（消費税込）を上限とする。

(4) 実施期間

契約締結日から最長で2020年3月13日（金）までとする。

(5) 納入物

以下の項目について、書面および電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R等）で納入すること、ただし、編集可能なデータ形式（例：ワード、エクセル、パワーポイント、パブリッシャー）と共に納入すること

- ①実績報告書

- 現地訪問、個別指導、専門家派遣の実績等、成果を記載した実績報告書を納入すること
- ②その他、必要に応じ各種記録を納入すること

(6) 費用の支払い

事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の証明書が必要です。さらに、支出額、支出内容が適切であるかどうかを厳格に審査いたします。これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができない場合があります。

(7) 立案上の留意点

企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「2. 事業の内容」について、具体的な企画内容、効果、効果測定方法などを明示してください。また、見積書（明細含む）は、事業の項目毎に予算額等を積算してください。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類等

①郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「事業推進サポート事業に係る企画運営 申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の書類を「z-tenkai@jcci.or.jp」宛に送付してください（PDF ファイル等）。その際メールの件名(題名)を必ず「事業サポート推進事業」としてください。

- ・(様式1) 応募申請書
- ・(様式2) 暴力団排除に関する誓約書
- ・法人組織概要（パンフレット等）
- ・業務実績および担当者（主たる者）の実績
- ・業務実施体制
- ・企画提案書〔6部（正1部、写5部）〕
- 様式は任意
- サイズはA4判、左綴じ
- 提案書内に次の①～④を盛り込んでください
 - ①業務フロー
 - ②工程計画
 - ③調査基本方針

④「2. 事業の内容」に対する提案

- ・見積書（企画提案書内に記載可）
- ・提案者となる企業の過去3年分の財務諸表（1部）

※設立年数が3年に満たない場合は、できるだけ長い年数分を提出ください

- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。
- ③応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ明示してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ⑤1申請者につき、1つの提案としてください。
- ⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

(2) 応募書類の提出期限

2019年9月9日（月）12:00 必着

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送・宅配便等若しくは電子メール（PDF ファイル等）により以下に提出してください。

<郵送等の場合>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

日本商工会議所 地域振興部 宛

※発送後、03-3283-7874 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メール（PDF ファイル等等）の場合>

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛

※件名（題名）を必ず「事業推進サポート事業」としてください。

※持参およびFAXによる提出は受付しません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

8. 問い合わせ先

日本商工会議所 地域振興部 (担当：今井、田中、斎藤、進藤)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

TEL：03-3283-7874 FAX：03-3211-4859 E-mail：z-tenkai@jcci.or.jp

受付時間 9:30～12:00 13:00～17:30 (土日・祝祭日を除く)

※電子メールでのお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「事業推進サポート事業に係る企画運営について」としてください。他の件名(題名)では、お問い合わせに回答できない場合があります。

9. 参考

地域力活用新事業全国展開支援事業におけるKPI(各地商工会議所実施プロジェクト分)

	特産品開発	観光商品開発	コミュニティビジネス
調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査の実施回数 ・先進地調査の実施回数 ・委員会(部会・WG)の開催回数 ・専門家派遣からのアドバイス回数 ・次年度に向けた計画案の策定 ・マスメディア等への掲載回数 等 		
本体事業1年目 および 本体事業2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査の実施回数 ・先進地調査の実施回数 ・委員会(部会・WG)の開催回数 ・試作品・観光商品の開発および改良状況 ・商談件数 ・成約件数 ・事業化へ向けた体制構築の有無 ・マスメディア等への掲載回数 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査の実施回数 ・先進地調査の実施回数 ・委員会(部会・WG)の開催回数 ・社会実験、実証実験の実施および改善状況 ・事業化へ向けた体制構築の有無 ・マスメディア等への掲載回数 等

*別途、事業評価事業において、以上の指標を参考に可能な範囲で事業評価を行う。本事業についても評価の対象である。